

第四十一回 帝國議會貴族院 道路法案特別委員會議事速記錄第五號

大正八年三月十一日(火曜日)午前十時十一分開會
 ○委員長(伯爵林博太郎君) 是ヨリ昨日ニ引續キマシテ
 道路法案特別委員會ヲ開會イタシマス、第十一條ヨリ十
 六條マズ、第二章全體ヲ問題ニ致シマス、此中ニ付テ御質
 問ヲ願ヒマス

○阪本彰之助君 此十一條、十二條等ニ樞要ノ地ト云
 フ文字ガアリマスルガ、是ハ元ト著名ノ區ト書イテ居ッタ
 ガ變シテ文字ノヤウデアリマス、著名ノ區ト云フコトモ隨分
 カシナ言葉アルト云フコトヲ常ニ思シテ居リマシタガ、詰リ
 樞要ノ地ト云フコトハ、以前申シタ著名ノ區ト云フコトハ、
 解釋ニ於テハ何等變リハナイノアリマスカ、ソレヲチヨット
 一應伺ヒマス

○政府委員(堀田貢君) 御答致シマスガ、唯今ノ御質問
 ハ著名ノ區ト云フ言葉ハ樞要ノ地ト云フ言葉同一意味
 カスウ云フノデスガ

○阪本彰之助君 サウデゴザイマス

○政府委員(堀田貢君) 是ハ御意見ノ通り大體同ジ意
 味デ斯ウ云フ文字ヲ採用シタ次第アリマス

○阪本彰之助君 サウデアリマスルトデスナ、此前ニモチ
 ョット御尋ネシマシタガ、衆議院ガ「地方開發ノ爲必要ニシ
 テ將來前各號ノ一二該當スヘキ路線」ト云フコトヲ加ヘマ
 シタケレドモ、將來見込ナル所ハ樞要ノ地ト見ルコトが出来
 来ルト思ヒマス、ソレガ見ラレヌ程ノモノナラバ、縣道、郡道
 ニスルコトハ早イノデアルカラ、既ニ是ハ礪山デ銅ナラ銅ガ
 餘計出ル、或ハ此部落ハ近頃非常ニ發達シテ來テ、將來
 此地區ハ人口ガ一万以上ノモノニナシテ發展スルモノデアル
 ト云フコトモアレバ、樞要ノ地ト見テ宜イト思ヒマス、樞要
 ノ地ト云フモノガアルニ、尙ホ「地方開發ノ爲云々ト云フ
 コトヲ入レルト云フコトハ、徒ラニ道路ヲ造ル名儀ノニナル
 ニ過ギヌデ、樞要ノ地ト云フコトモ、其他ニ色ニナ事が各
 號ノ中ニアルノデスカラ、何處カヘ持テ行クバ、八號ノ衆議
 院ガ加ヘラレタコトハ、必要ノコトナラバ出來ルト私共ハ思
 フノニアリマスガ、是ガナクテハドウ云フコトガ差支ヘルカト
 云フコトモウツ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(堀田貢君)

成ルホド唯今ノ御話ノ如ク樞要

ノ地ト云フコトハ極ムテ廣イ文字ニナシテ居リマスカラ、解釋

ノシヤウニ依シテハ、衆議院ノ加ヘタ八號ノ如キ場合ハ入ル

ノデハナイカト云フ御言葉ハ御尤モノヤウニ感ジマスノデ、

初々衆議院ニ於テ八號ノ如キ文字ヲ加ヘタイト云フ際ニモ

樞要ノ地ト云フノデ運用ガ付クノデナクテ云フ答辯モ當
 局トシテ致シタノデアリマシタガ、段々研究ノ結果ハドウモ樞
 要ノ地ヨリ樞要ノ地ニ達スル路線ト言ヘバ現ニ樞要ノ地デ
 ナケレバナラヌ、現在樞要ノ地デナケレバドウモ含マヌコトニ
 ナリマス、併シ場合ニ依テハ現在樞要ノ地デナクテモ將來
 確ニ樞要ノ地區ニナルト云フヤウナ、サウ云フ場合ヲモ、ドウ
 シテモ明ニ、明確ニ規定シテ置カスト困ルト云フ意見ガ出マ
 シテ、政府モ尤モダト思シタハ、例ヘバ今迄ハ何等世ニ知
 ラレナイ港灣デアッテ、地形ハ宜カッタノデアルガ人工ヲ加ヘ
 ナイ結果港トシテノ利用ガ十分ニサレナイデ居ツタ港灣ガア
 ル、其港灣ヲ今度ハ縣事業ト致シマシテ修築ラシテ人人工ヲ
 加ヘタ結果、極メテ良好ナル港ニナルト云フ見込ガアル場
 合ニ假リニ縣會ニ於テ其修築費等ヲ決議シテ、サウシテ愈、
 本年度ヨリ修築事業ニ着手スルト云フ場合、其場合ニハ
 成ルホド解釋ノ仕様ニ依テハ樞要ノ地ト云フコトニ言ハレ
 得ルカモ、知レマセヌケレドモ、現在ハサウ云ヒ得ナイ限
 りハ、其處ニ縣ノ費用ヲ以テ道路ヲ造ルト云フ場合ニハ、ド
 ウモ工合ガ悪クハナイカト云フヤウナ話ガアリマシタ、サウ云
 フ場合ニ於テハ當局ト致シマシテモ矢張リ港灣修築ノ物
 資ヲ運搬スル爲ニモ、色ニ工事ヲ進メテ行ク上ニモ、殊ニ將
 來港ノ出來上ガタ曉フ豫想イタシマスレバ、尙ホ更ノコトデ
 アッテ、サウ云フ所ニ府縣道ヲ開クト云フコトハ、是ハ毫モ差
 支ナイノミナラズ、寧ロ必要ナコトデアル、サウ云フ場合ハ矢
 張リ八號ノ如キ規定ヲ置イテ明確ニシタ方ガ宜シトイト云フ
 ノデ、衆議院ノ意見ニ政府ハ同意シタノデアリマス

○阪本彰之助君 ソレハ何條デスカ
 ○政府委員(堀田貢君) 五十二條ノ一號デアリマス
 ○阪本彰之助君 併シ是ハ順當ニ異議ナシト云フ回答ヲ
 得タトキニ於テ認定ヲ經ルト云フコトニドウモ解釋シナケレ
 バナラヌト思ヒマス、若シ異議ガアッテモソレデ認定ヲ請フコ
 レトガ出來ルト云フノカモ知レマセヌガ、ソレダト何時モサウ云
 フコトニハモト文章ガアルヤウデアリマスガ、サウ云フ場合モ
 勝手ニ地元市町村長ガ異議ガアッテモ、認定セムトスル所ノ
 パナラヌト思ヒマス、若シ異議ガアッテモソレデ認定ヲ請フコ
 レシテモ明ニ、明確ニ規定シテ置カスト困ルト云フ意見ガ出マ
 シテ、政府モ尤モダト思シタハ、例ヘバ今迄ハ何等世ニ知
 ラレナイ港灣デアッテ、地形ハ宜カッタノデアルガ人工ヲ加ヘ
 ナイ結果港トシテノ利用ガ十分ニサレナイデ居ツタ港灣ガア
 ル、其港灣ヲ今度ハ縣事業ト致シマシテ修築ラシテ人人工ヲ
 加ヘタ結果、極メテ良好ナル港ニナルト云フ見込ガアル場
 合ニ假リニ縣會ニ於テ其修築費等ヲ決議シテ、サウシテ愈、
 本年度ヨリ修築事業ニ着手スルト云フ場合、其場合ニハ
 成ルホド解釋ノ仕様ニ依テハ樞要ノ地ト云フコトニ言ハレ
 得ルカモ、知レマセヌケレドモ、現在ハサウ云ヒ得ナイ限
 りハ、其處ニ縣ノ費用ヲ以テ道路ヲ造ルト云フ場合ニハ、ド
 ウモ工合ガ悪クハナイカト云フヤウナ話ガアリマシタ、サウ云
 フ場合ニ於テハ當局ト致シマシテモ矢張リ港灣修築ノ物
 資ヲ運搬スル爲ニモ、色ニ工事ヲ進メテ行ク上ニモ、殊ニ將
 來港ノ出來上ガタ曉フ豫想イタシマスレバ、尙ホ更ノコトデ
 アッテ、サウ云フ所ニ府縣道ヲ開クト云フコトハ、是ハ毫モ差
 支ナイノミナラズ、寧ロ必要ナコトデアル、サウ云フ場合ハ矢
 張リ八號ノ如キ規定ヲ置イテ明確ニシタ方ガ宜シトイト云フ
 ノデ、衆議院ノ意見ニ政府ハ同意シタノデアリマス

○阪本彰之助君 ソレハ何條デスカ

○政府委員(堀田貢君) 五十二條ノ一號デアリマス

○阪本彰之助君 併シ是ハ順當ニ異議ナシト云フ回答ヲ

得タトキニ於テ認定ヲ經ルト云フコトニドウモ解釋シナケレ

バナラヌト思ヒマス、若シ異議ガアッテモソレデ認定ヲ請フコ

レシテモ明ニ、明確ニ規定シテ置カスト困ルト云フ意見ガ出マ

シテ、政府モ尤モダト思シタハ、例ヘバ今迄ハ何等世ニ知

ラレナイ港灣デアッテ、地形ハ宜カッタノデアルガ人工ヲ加ヘ

ナイ結果港トシテノ利用ガ十分ニサレナイデ居ツタ港灣ガア

ル、其港灣ヲ今度ハ縣事業ト致シマシテ修築ラシテ人人工ヲ

加ヘタ結果、極メテ良好ナル港ニナルト云フ見込ガアル場

合ニ假リニ縣會ニ於テ其修築費等ヲ決議シテ、サウシテ愈、

本年度ヨリ修築事業ニ着手スルト云フ場合、其場合ニハ

成ルホド解釋ノ仕様ニ依テハ樞要ノ地ト云フコトニ言ハレ

得ルカモ、知レマセヌケレドモ、現在ハサウ云ヒ得ナイ限

りハ、其處ニ縣ノ費用ヲ以テ道路ヲ造ルト云フ場合ニハ、ド

ウモ工合ガ悪クハナイカト云フヤウナ話ガアリマシタ、サウ云

フ場合ニ於テハ當局ト致シマシテモ矢張リ港灣修築ノ物

資ヲ運搬スル爲ニモ、色ニ工事ヲ進メテ行ク上ニモ、殊ニ將

リハ、其處ニ縣ノ費用ヲ以テ道路ヲ造ルト云フ場合ニハ、ド

</div

段々此間カラ御尋ねが出て居るヤウデアリマスカラ、此十六條ト第九條ヲ置キマシタコトニ付テ御答へ致シタ上デ唯今阪本サンノ御尋ニ御答へ致シタイト思ヒマス、此道路方他ノ道路ト重複シテ使用スルト云フコトが起リマス場合ニハ、イマス

其道路ノ管理官廳ノ問題ト其費用ノ負擔ノ問題トが議論ニナリマシテ、ソレガ爲ニ往々管理ト費用負擔ニ付テ紛議ヲ生ズル虞ガアリマスカラ、道路が重複イタシマスル場合ニ、ナルモノガ負擔スルノカト云フコトヲ定メテ置ク必要ガアルノアリマス、ソレデ國道ニ付テハ別ト致シマシテ府縣道以下ニ付キマシテハ、既ニ國道ニ認定サレタル所ノ線ハ之ヲ府縣道ニ認定シナイ、又國道、府縣道ニ認定サレタモノハ郡道ニ認定シナイ、以下之ニ同ジアリマスガ、サウ云フヤウナ風ノ法案ノ立て方ヲスル必要ガアリマシタノデ、初メニハ第十一條ニ「府縣道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府縣内ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定スト云フヤウ書キ方ヲ致シマシタ、郡道ニ付テモ、市町村道ニ付テモ、同ジヤウナ書キ方ヲシタノデアリマスゾレガ煩ハシイモノデアリマスカラ、今度ハ路線ノ認定ハ國道ノ路線デモ、府縣道ノ路線デモ、郡道ノ路線デモ、市町村道ノ路線デモ、路線ノ認定ハ何レモ之ヲ自由ニ致シマシテ、サウシテ其路線ト路線ガ重複イタシマス場ニ合、其所ニ出來タ所ノ道ハ總テ上級ノ道路ニスルト云フヤウナコトヲ規定スル必要ガアリマシタノデ、第十六條ノ規定ヲ置キマシタノデアリマスガ、ドレガ上級ノ道路デアルカ、ドレガ下級ノ道路デアルカト云フコトハ第八條ニ定メテアル順序ニ依ルノが必要アル、ソレニ付テハ特ニ明文ヲ置イテ前記記載ノ順序ニ依テ道路ノ等級ヲ定メル、ト云フ規則ヲ第九條ニ置キマシタノデ、第九條並ニ第十六條ノ規定ハ十一條以下十五條ノ規定ニ至ル迄ノ關係ヲ有ダ必要ナル規定デアリマス、ソレカラ市道ト郡道ト比較シテ、郡道ヲ市道ノ上級道路ニ置イタ、サウシテ十五條ノ場合ニ於キマシテ、市ヶ其市ノ區域外ニ市道ヲ有の場合ニ之ヲ郡道ニスルコトハ如何カ、ト云フヤウナ御質問ガアリマシタガ大體道路法案デハ其認定官廳ニ屬スル、統轄シテ居ル行政區畫ニ重キヲ置キマシテ、郡部ノ道路ハ郡道ニ一步ヲ譲ル、云フヤウナ趣旨デ、郡道ノ方ヲ市道ノ先キニ置キマシテ、十五條ノ場合ニ市長ガ其市ノ區域外ニ市道ヲ認定イタシマシタ場合ニ於キマシテモ、若シ郡長ガ之ヲ郡道ニ認定シマスル場合ニハ郡道トスルト云フヤウナ方針ヲ執リマシタノデゴザ

○阪本彰之助君 サウシマスルト、此間政府委員カラ例ヲ舉ゲマシタガ「ステーション」前トカ云フヤウナ所ハ頗ル市ト

シテハ重要ナ場所デアル、隨分其所ガ郡道ト重複スルト云條ト第九條ヲ置キマシタコトニ付テ御答へ致シタ上デ唯今阪本サンノ御尋ニ御答へ致シタイト思ヒマス、此道路方他ノ道路ト重複シテ使用スルト云フコトが起リマス場合ニハ、ニナリマシテ、ソレガ爲ニ往々管理ト費用負擔ニ付テ紛議ヲ生ズル虞ガアリマスカラ、道路が重複イタシマスル場合ニ、ナルモノガ負擔スルノカト云フコトヲ定メテ置ク必要ガアルノアリマス、ソレデ國道ニ付テハ別ト致シマシテ府縣道以下ニ付キマシテハ、既ニ國道ニ認定サレタル所ノ線ハ之ヲ府縣道ニ認定シナイ、又國道、府縣道ニ認定サレタモノハ郡道ニ認定シナイ、以下之ニ同ジアリマスガ、サウ云フヤウナ風ノ法案ノ立て方ヲスル必要ガアリマシタノデ、初メニハ第十一條ニ「府縣道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府縣内ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定スト云フヤウ書キ方ヲ致シマシタ、郡道ニ付テモ、市町村道ニ付テモ、同ジヤウナ書キ方ヲシタノデアリマスゾレガ煩ハシイモノデアリマスカラ、今度ハ路線ノ認定ハ國道ノ路線デモ、府縣道ノ路線デモ、郡道ノ路線デモ、市町村道ノ路線デモ、路線ノ認定ハ何レモ之ヲ自由ニ致シマシテ、サウシテ其路線ト路線ガ重複イタシマス場ニ合、其所ニ出來タ所ノ道ハ總テ上級ノ道路ニスルト云フヤウナコトヲ規定スル必要ガアリマシタノデ、第十六條ノ規定ヲ置キマシタノデアリマスガ、ドレガ上級ノ道路デアルカ、ドレガ下級ノ道路デアルカト云フコトハ第八條ニ定メテアル順序ニ依ルノが必要アル、ソレニ付テハ特ニ明文ヲ置イテ前記記載ノ順序ニ依テ道路ノ等級ヲ定メル、ト云フ規則ヲ第九條ニ置キマシタノデ、第九條並ニ第十六條ノ規定ハ十一條以下十五條ノ規定ニ至ル迄ノ關係ヲ有ダ必要ナル規定デアリマス、ソレカラ市道ト郡道ト比較シテ、郡道ヲ市道ノ上級道路ニ置イタ、サウシテ十五條ノ場合ニ於キマシテ、市ヶ其市ノ區域外ニ市道ヲ有の場合ニ之ヲ郡道ニスルコトハ如何カ、ト云フヤウナ御質問ガアリマシタガ大體道路法案デハ其認定官廳ニ屬スル、統轄シテ居ル行政區畫ニ重キヲ置キマシテ、郡部ノ道路ハ郡道ニ一步ヲ譲ル、云フヤウナ趣旨デ、郡道ノ方ヲ市道ノ先キニ置キマシテ、十五條ノ場合ニ市長ガ其市ノ區域外ニ市道ヲ認定イタシマシタ場合ニ於キマシテモ、若シ郡長ガ之ヲ郡道ニ認定シマスル場合ニハ郡道トスルト云フヤウナ方針ヲ執リマシタノデゴザ

○説明員（佐上信一君） 尚ホチヨット前ノ「ステーション」前ノ道路ノ例ニ付テ御話ガアリマシタカラ、ソレニ付テ御答ヘ申上ゲマスガ、サウ云フヤウナ場合ニ於キマシテハ其道路ハ郡長ノ管理ニ屬シ郡ノ費用ヲ以テ之ヲ維持シテ行クノデアリマスルカラ、特ニ市ニ必要ガアリマスルヤウナ場合ニハ、郡道デアリナガラ矢張リ市費ヲ以テ其道際ノ工事ヲ市ガ執行シ又道路ノ維持ヲ爲スコトガ、第二十四條ニ途ヲ明ケテアルノアリマス、此場合ニハ矢張リ市ノ費用デ相當市道ノ接續ニ十分ナルダケノ工事ヲ施スヤウナコトニナルダラウト思ヒマス

○石黒五十二君 十一條、十二條ニ同ジ事柄ガアリマスガ、此先ヅ十一條デーッ御尋不シテ見タイト思ヒマスノハ、十一條ノ第四號、第五號、第六號デス、第四號ニ於キマシテ置キマシタノデアリマスガ、ドレガ上級ノ道路デアルカ、ドレガ下級ノ道路デアルカト云フコトハ第八條ニ定メテアル順序ニ依ルノが必要アル、ソレニ付テハ特ニ明文ヲ置イテ前記記載ノ順序ニ依テ道路ノ等級ヲ定メル、ト云フ規則ヲ第九條ニ置キマシタノデ、第九條並ニ第十六條ノ規定ハ十一條以下十五條ノ規定ニ至ル迄ノ關係ヲ有ダ必要ナル規定デアリマス、ソレカラ市道ト郡道ト比較シテ、郡道ヲ市道ノ上級道路ニ置イタ、サウシテ十五條ノ場合ニ於キマシテ、市ヶ其市ノ區域外ニ市道ヲ有の場合ニ之ヲ郡道ニスルコトハ如何カ、ト云フヤウナ御質問ガアリマシタガ大體道路法案デハ其認定官廳ニ屬スル、統轄シテ居ル行政區畫ニ重キヲ置キマシテ、郡部ノ道路ハ郡道ニ一步ヲ譲ル、云フヤウナ趣旨デ、郡道ノ方ヲ市道ノ先キニ置キマシテ、十五條ノ場合ニ市長ガ其市ノ區域外ニ市道ヲ認定イタシマシタ場合ニ於キマシテモ、若シ郡長ガ之ヲ郡道ニ認定シマスル場合ニハ郡道トスルト云フヤウナ方針ヲ執リマシタノデゴザ

○説明員（佐上信一君） 唯今石黒サンカラ御尋ネノコトハ全ク其通りアリマス、是ハ唯路線ヲ認定イタシマシタ場合ニ途中デ其區域外ニ這入リマスト切レマスノデ、ソレデ

○阪本彰之助君 サウシマスルト、此間政府委員カラ例ヲ舉ゲマシタガ「ステーション」前トカ云フヤウナ所ハ頗ル市ト

シテハ重要ナ場所デアル、隨分其所ガ郡道ト重複スルト云條ト第九條ヲ置キマシタコトニ付テ御答へ致シタ上デ唯今阪本サンノ御尋ニ御答へ致シタイト思ヒマス、前ニ御述ベニナリマシタヤナルモノガ負擔スルノカト云フコトヲ定メテ置ク必要ガアルノアリマスガ、其道路ト重複シテ郡ノ管理ニナルト、郡道ナラバソンナニ結構ナコトヲスルニ及バヌト云フコトニナルガ、サウ云フ時ニ郡道ノ方ガ上級ニナルト云フコトハ實際ニ於テハ甚ダ、不適當ナコトニヘタイ、下水ナドモ立派ニシタイト考へテ居ル、ソレヲ郡道ニナル管轄者ニ於テ之ヲ管理スルノカ、而シテ其費用ハ如何ニナリマシテ、ソレガ爲ニ往々管理ト費用負擔ニ付テ紛議ヲ生ズル虞ガアリマスカラ、道路が重複イタシマスル場合ニ、ナルモノガ負擔スルノカト云フコトヲ定メテ置ク必要ガアルノアリマス、ソレデ國道ニ付テハ別ト致シマシテ府縣道以下ニ付キマシテハ、既ニ國道ニ認定サレタル所ノ線ハ之ヲ府縣道ニ認定シナイ、又國道、府縣道ニ認定サレタモノハ郡道ニ認定シナイ、以下之ニ同ジアリマスガ、サウ云フヤウナ風ノ法案ノ立て方ヲスル必要ガアリマシタノデ、初メニハ第十一條十二條ニ這ハッタ方が宜カ、ダヤウニ思ヒ風ノ法案ノ立て方ヲスル必要ガアリマシタノデ、初メニハ第十一條ニ「府縣道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府縣内ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定スト云フヤウ書キ方ヲ致シマシタ、郡道ニ付テモ、市町村道ニ付テモ、同ジヤウナ書キ方ヲシタノデアリマスゾレガ煩ハシイモノデアリマスカラ、今度ハ路線ノ認定ハ國道ノ路線デモ、府縣道ノ路線デモ、郡道ノ路線デモ、市町村道ノ路線デモ、路線ノ認定ハ何レモ之ヲ自由ニ致シマシテ、サウシテ其路線ト路線ガ重複イタシマス場ニ合、其所ニ出來タ所ノ道ハ總テ上級ノ道路ニスルト云フヤウナコトヲ規定スル必要ガアリマシタノデ、第十六條ノ規定ヲ置キマシタノデアリマスガ、ドレガ上級ノ道路デアルカ、ドレガ下級ノ道路デアルカト云フコトハ第八條ニ定メテアル順序ニ依ルノが必要アル、ソレニ付テハ特ニ明文ヲ置イテ前記記載ノ順序ニ依テ道路ノ等級ヲ定メル、ト云フ規則ヲ第九條ニ置キマシタノデ、第九條並ニ第十六條ノ規定ハ十一條以下十五條ノ規定ニ至ル迄ノ關係ヲ有ダ必要ナル規定デアリマス、ソレカラ市道ト郡道ト比較シテ、郡道ヲ市道ノ上級道路ニ置イタ、サウシテ十五條ノ場合ニ於キマシテ、市ヶ其市ノ區域外ニ市道ヲ有の場合ニ之ヲ郡道ニスルコトハ如何カ、ト云フヤウナ御質問ガアリマシタガ大體道路法案デハ其認定官廳ニ屬スル、統轄シテ居ル行政區畫ニ重キヲ置キマシテ、郡部ノ道路ハ郡道ニ一步ヲ譲ル、云フヤウナ趣旨デ、郡道ノ方ヲ市道ノ先キニ置キマシテ、十五條ノ場合ニ市長ガ其市ノ區域外ニ市道ヲ認定イタシマシタ場合ニ於キマシテモ、若シ郡長ガ之ヲ郡道ニ認定シマスル場合ニハ郡道トスルト云フヤウナ方針ヲ執リマシタノデゴザ

○説明員（佐上信一君） 是ハ自ラ違テ居ルコトデアラウト思ヒマスガ、今カラ致方ガナイガ、十六條ト云フモノ、上級下級ナリハセヌカト思フノアリマス、前ニ御述ベニナリマシタヤナルモノガ負擔スルノカト云フコトヲ定メテ置ク必要ガアルノアリマスガ、唯今ノ御説明デ略、分々テ居リマスガ、其

○説明員（佐上信一君） 尚ホチヨット前ノ「ステーション」前ノ道路ノ例ニ付テ御話ガアリマシタカラ、ソレニ付テ御答ヘ申上ゲマスガ、サウ云フヤウナ場合ニ於キマシテハ其道路ハ郡長ノ管理ニ屬シ郡ノ費用ヲ以テ之ヲ維持シテ行クノデアリマスルカラ、特ニ市ニ必要ガアリマスルヤウナ場合ニハ、郡道デアリナガラ矢張リ市費ヲ以テ其道際ノ工事ヲ市ガ執行シ又道路ノ維持ヲ爲スコトガ、第二十四條ニ途ヲ明ケテアルノアリマス、此場合ニハ矢張リ市ノ費用デ相當市道ノ接續ニ十分ナルダケノ工事ヲ施スヤウナコトニナルダラウト思ヒマス

○説明員（佐上信一君） 是ハ極メテ要樞ノ地ト云フヤウナ前ノ道路ノ例ニ付テ御話ガアリマシタカラ、ソレニ付テ御答ヘ申上ゲマスガ、サウ云フヤウナ場合ニ於キマシテハ其道路ハ郡長ノ管理ニ屬シ郡ノ費用ヲ以テ之ヲ維持シテ行クノデアリマスルカラ、特ニ市ニ必要ガアリマスルヤウナ場合ニハ、郡道デアリナガラ矢張リ市費ヲ以テ其道際ノ工事ヲ市ガ執行シ又道路ノ維持ヲ爲スコトガ、第二十四條ニ途ヲ明ケテアルノアリマス、此場合ニハ矢張リ市ノ費用デ相當市道ノ接續ニ十分ナルダケノ工事ヲ施スヤウナコトニナルダラウト思ヒマス

デアリマシテ「道路ノ等級ハ前條記載ノ順序ニ依ル」ト云フ
コトノ規定ガアリマスカラ、其順序ヲ以テニ先シ法律カラ
見テカラ順序ト致スノデアリマス
○大谷嘉兵衛君 サウシマスルト國道ノ中ニモ上中下ガ
アルノデスカ

○政府委員(堀田貢君) 國道ノ中ニハ上中下ト云フノハ
法ニ於テハ存在イタシマセヌ

○大谷嘉兵衛君 其上中下ト言ヒマスト國道ト府縣道
トノ間ニ出來タモノデ上中ニナシテ、又府縣道ト郡道、或ハ
市道ニナルノガ其順序ニ依レバ、追ウテ上級ト下等ニナリマ
スノデゴザイマスカ、マア縣道ガ唯今ノ御説明デ見マスト云
フト、縣道ニハ區別ガナイ、サウ言ッタヤウナモノデアリマスレ
バ……

○政府委員(堀田貢君) 此九條ノ等級ト申シマスノハ國
道、府縣道、郡道、市町村道ト云フ此順序ニ從テ等級ヲ
決メル、サウシテ此國道ト府縣道トガ重複シタキニ國道ヲ
上級トスル、郡道ト府縣道ト重複シタトキハ、府縣道ノ方ヲ
上級トシ、郡道ノ方ヲ下級トスル、斯ウ云フ意味ヲ規定シ
テアリマスルノデ、此九條ト十六條ヲ御覽ニナルトサウ云フ
意味ガ自ラ御分リニナルコトト存ジマスルガ、サウ云フ意味
合デ規定シテアリマスルノデアリマスルカラ、此郡道ノ中ニ
更ニ上中下ノ區別ガアルトカ、或ハ市道ノ中ニ上中下ノ區
別ガアルトカ云フコトハ此道路法デハ一言モ言ウテ居リマ
セヌ、其點ニハ觸レテ居リマセヌ

○大谷嘉兵衛君 尚ホチヨット分リ兼ネマスノデ、甚ダ相
濟ミマセヌガ……サウ致シマスト云フト此上級ト下級ノ道
路トノ路線ガ重複イタシマシタ場合ニハドウニ云フコトガアリ
マスカ、此重複ト云フコトハドウニ云フ意味デアリマスカ

○政府委員(堀田貢君) 此法律デハ起點、終點ヲ、區別シ
テ規定シテアリマスル結果、例ヘバ郡役所所在地ヨリ隣接
郡市役所所在地ニ達スル路線、郡道ニ付テ申シマスレバ斯
ウ云フ風ニナシテ居リマス、其結果同一ノ場所カラ他ノ違
タ場所ニ行ク場合ニ於テ一方ハ郡道デアリ、一方ハ縣道デ
アルト云フ場合ニ途中マデ重ナルコトガアリマス、其場合ヲ
申シマスマルノデ、例ヘバ實例ヲ以テ申上ゲマスルト云フト大
谷サンノ横濱カラ國道トシテハズット東京ノ方ニ、横濱ヲ起
點トシテ東京ト横濱ノ間ニ通ジテ居ル、然ルニ今度ハ縣道
トシテハ假ニ横濱カラ八王子ニ行クノモ縣道トシマスレバ
八王子ニ達スルノヲ縣道トスレバ、其横濱カラ神奈川マデ
ノ間ガ重ナルコトガアリマス、其時ニハ其重ナル間ノ道ハ國
道トシテ見ルカ、縣道トシテ見ルカト云フ、其場合ヲ是ハ規
定シテ居ルノデアリマス

○大谷嘉兵衛君 ドウモマダハッキリ分リマセヌノデアリマ
スガ、此重複ト云フコトハナイヤウニ考ヘル、ソレデ此重複ハ
ナイト云フ考ヲ起シマスルノハドウ云フ譯デアルカト云フト、
詰リ縣道デ、其郡ニ行キマスレバ、其縣道デ行ク者ハ郡ノ方
カラ一緒ニナリマジタ所ガ重複シタ譯ニナル、縣道デアリマ
スト……ソレカラ郡カラ市ノ方ニ行クニ致シマスレバ、市町
道ト同ジモノデアル、其上ノ方ヲ先ヅ取ルノガ道理デアル
ト思フ、國道ガアリマスナラバ、其國道ト云フモノノ間ダケノ
所ハ重複デナクシテ矢張リ國道デアル、國道ヘ出テ行クト
云フヤウナコトニナリマス、ソレカラ又縣ノ方デモ同ジ意味ニ
ナルダラウト思フ、サウナルト重複ト云フコトハ其上ノ方デ
止マリマスレバモウ十六條ハ要ラナイヤウニ思ヒマス

○政府委員(堀田貢君) 重複スルト云フ其點ノ御質問
デスガ、先程モ申上ゲマシタ通り起點ト終點トデ路線ヲ現
スコトニシテ居リマスルカラ、或ル場所カラ出發シテ他ノ違
タ場所ヘ行クト、途中マデハ其路線ガ重複スルト云フコト
ハ、是ハ事實ニ起ルコトハ想像シ得ラレルノデス、成程道路ト
シテハソレハ國道デアル、縣道デアルカラ他ノ道路デナイト
云フコトニモナリマセウガ、此道路ノ資格ヲ極マル上ニ於テ
同一地點カラ違タ場所ニ行ク場合ニ、此方ハ國道デアリ、
此方ガ縣道デアルト云フトキニ、サウシテ途中カラ別レルト
云フ場合ハ、其別レルマデノ間ハドウスル、路線トシテハソレ
ハ矢張リ縣道ノ路線デアリ、國道ノ路線デアル、併ナグラ道
路トシテ資格ヲ何方ニ極メルカト云フトソレハ國道トシテ
見ル、斯ウ云フ規定ナンデス

○大谷嘉兵衛君 此上級ト云フノハドウシテモ上ノ道路
デアル譯デスガ、國道ノ通シテ居ル所ハ國デ持ツノガ順序デ
アリマシテ、縣道ノアル所ハ縣、マア費用ノ點カラ申シマスレ
バ矢張リ府縣ノ負擔ニナラナケレバナラヌ、郡道ノアル所ハ
郡ノ方ノ負擔ニナリマス、町村ノ方ニ關係ハナカラウト思フ
サウシマスルト云フト十六條ニ少シ關係ヲ及ボシテ來ル、斯
ウ云フ關係ニナル

○政府委員(堀田貢君) 詰リ今大谷サンノ意味ノコトヲ
此ニ書イタノデアリマシテ、極メテ明ナコトノヤウデアリマス
ルガ、場合ニ依レバ、一體何方が上ノ道路カト云フコトガ區
別ガ付ク場合ガアリマスルカラ、是ハ念ノ爲デアリマスルガ、
マア此順序ニ從テサウシテ上級下級ヲ極メ、サウシテ上級
ト下級ガ重複シタ場合ニハ上級ニ依ル、斯ウ云フ意味ヲ明
ニシタダケニ過ギマセヌ

○山之内一次君 此間カラ段々御説明ヤラ、又法文ナン
アルト云フ場合ニ途中マデ重ナルコトガアリマス、其場合ヲ
申シマスマルノデ、例ヘバ實例ヲ以テ申上ゲマスルト云フト大
谷サンノ横濱カラ國道トシテハズット東京ノ方ニ、横濱ヲ起
點トシテ東京ト横濱ノ間ニ通ジテ居ル、然ルニ今度ハ縣道
トシテハ假ニ横濱カラ八王子ニ行クノモ縣道トシマスレバ
神奈川ノ此方アデ矢張リ同ジ道ヲ通シテ、途中カラ別レ
八王子ニ達スルノヲ縣道トスレバ、其横濱カラ神奈川マデ
ノ間ガ重ナルコトガアリマス、其時ニハ其重ナル間ノ道ハ國
道トシテ見ルカ、縣道トシテ見ルカト云フ、其場合ヲ是ハ規
定シテ居ルノデアリマス

○大谷嘉兵衛君 ドウモマダハッキリ分リマセヌノデアリマ
スガ、此重複ト云フコトハナイヤウニ考ヘル、ソレデ此重複ハ
ナイト云フ考ヲ起シマスルノハドウ云フ譯デアルカト云フト、
詰リ縣道デ、其郡ニ行キマスレバ、其縣道デ行ク者ハ郡ノ方
カラ一緒ニナリマジタ所ガ重複シタ譯ニナル、縣道デアリマ
スト……ソレカラ郡カラ市ノ方ニ行クニ致シマスレバ、市町
道ト同ジモノデアル、其上ノ方ヲ先ヅ取ルノガ道理デアル
ト思フ、國道ガアリマスナラバ、其國道ト云フモノノ間ダケノ
所ハ重複デナクシテ矢張リ國道デアル、國道ヘ出テ行クト
云フヤウナコトニナリマス、ソレカラ又縣ノ方デモ同ジ意味ニ
ナルダラウト思フ、サウナルト重複ト云フコトハ其上ノ方デ
止マリマスレバモウ十六條ハ要ラナイヤウニ思ヒマス

○政府委員(堀田貢君) 重複スルト云フ其點ノ御質問
デスガ、先程モ申上ゲマシタ通り起點ト終點トデ路線ヲ現
スコトニシテ居リマスルカラ、或ル場所カラ出發シテ他ノ違
タ場所ヘ行クト、途中マデハ其路線ガ重複スルト云フコト
ハ、是ハ事實ニ起ルコトハ想像シ得ラレルノデス、成程道路ト
シテハソレハ國道デアル、縣道デアルカラ他ノ道路デナイト
云フコトニモナリマセウガ、此道路ノ資格ヲ極マル上ニ於テ
同一地點カラ違タ場所ニ行ク場合ニ、此方ハ國道デアリ、
此方ガ縣道デアルト云フトキニ、サウシテ途中カラ別レルト
云フ場合ハ、其別レルマデノ間ハドウスル、路線トシテハソレ
ハ矢張リ縣道ノ路線デアリ、國道ノ路線デアル、併ナグラ道
路トシテ資格ヲ何方ニ極メルカト云フトソレハ國道トシテ
見ル、斯ウ云フ規定ナンデス

○大谷嘉兵衛君 此上級ト云フノハドウシテモ上ノ道路
デアル譯デスガ、國道ノ通シテ居ル所ハ國デ持ツノガ順序デ
アリマシテ、縣道ノアル所ハ縣、マア費用ノ點カラ申シマスレ
バ矢張リ府縣ノ負擔ニナラナケレバナラヌ、郡道ノアル所ハ
郡ノ方ノ負擔ニナリマス、町村ノ方ニ關係ハナカラウト思フ
サウシマスルト云フト十六條ニ少シ關係ヲ及ボシテ來ル、斯
ウ云フ關係ニナル

○政府委員(堀田貢君) 詰リ今大谷サンノ意味ノコトヲ
此ニ書イタノデアリマシテ、極メテ明ナコトノヤウデアリマス
ルガ、場合ニ依レバ、一體何方が上ノ道路カト云フコトガ區
別ガ付ク場合ガアリマスルカラ、是ハ念ノ爲デアリマスルガ、
マア此順序ニ從テサウシテ上級下級ヲ極メ、サウシテ上級
ト下級ガ重複シタ場合ニハ上級ニ依ル、斯ウ云フ意味ヲ明
ニシタダケニ過ギマセヌ

○山之内一次君 此間カラ段々御説明ヤラ、又法文ナン
アルト云フ場合ニ途中マデ重ナルコトガアリマス、其場合ヲ
申シマスマルノデ、例ヘバ實例ヲ以テ申上ゲマスルト云フト大
谷サンノ横濱カラ國道トシテハズット東京ノ方ニ、横濱ヲ起
點トシテ東京ト横濱ノ間ニ通ジテ居ル、然ルニ今度ハ縣道
トシテハ假ニ横濱カラ八王子ニ行クノモ縣道トシマスレバ
神奈川ノ此方アデ矢張リ同ジ道ヲ通シテ、途中カラ別レ
八王子ニ達スルノヲ縣道トスレバ、其横濱カラ神奈川マデ
ノ間ガ重ナルコトガアリマス、其時ニハ其重ナル間ノ道ハ國
道トシテ見ルカ、縣道トシテ見ルカト云フ、其場合ヲ是ハ規
定シテ居ルノデアリマス

○政府委員(堀田貢君) 郡道ト市道ノ間ニ重複スル場
合ハ詰リ斯ウ云フ十五條ノ如キ規定ガ置レタ結果、市ガ自
己ノ管轄區域外ニ亘シテ路線ノ認定ヲシ、道路ヲ設ケテ行
クト云フヤウナ場合ニ於テハ郡道ト重複スル場合カ起シテ
參リマスノデ、ソレデ之ヲ規定シタノデアリマス

○山之内一次君 サウスルト云フト市道ヲ市長ガ詰リ認
定スル場合ハ市道ガ郡内ニアリ得ルコトニナリマスガネ
トニナルノデ、普通ノ場合ニ於テハ此府縣道ト郡道ト、町村
道ト重複スル場合ガ澤山起リマスガ、市道ト郡道トが重複
スル場合ハ是ハ普通ノ場合ニ於テ起リ得ナインデアリマス、
併シ十五條ノヤウナ規定ヲ設ケテ市長ガ自己ノ市以外ノ
區域ニ亘シテ、言ヒ換ヘレバ、他ノ町村ノ區域ニ亘シテ市道
ヲ認定スル、サウシテソレヲ市ノ道路トシテ維持管理ヲシテ
行クト云フ場合、ソレハ町村ノ區域内ニアリマスカラ、言ヒ
換ヘレバ、又郡ノ區域ナノデアル、從シテ其所ヲ郡道ガ通ジテ
居ル場合ニ市道ニスルト云フ場合ガ起リマス、サウ云フコト
ヲ豫想シテ居リマス

○山之内一次君 モウ一ツ私ハ伺ヒタイノハ、ドウモ初メ
カラ少シ……第九條ニ、此道路ノ等級ハ前條記載ノ順序ニ
依ルトアリマスガ、此外ニ何カ大ニ等級ト云フモノヲ用フル
必要ガアルカ否ヤト云フコトヲ私ハ非常ニ疑フノデアリマス
ガ、唯道路ノ種類が分シテアリサヘスレバ宜イノデ、唯此所ニ
等級ヲ……實質トシテハモウ明條デ分シテ居ルノデアツテ、單
ニ十六條ニ上級下級ト云フコトヲ書ク爲ニ此等級ト云フ
モノヲバ九條ニ設ケタヤウニ見エルノデアリマスガ、其外ニ此
等級ト云フモノヲ、明條以外ニ等級ト云フモノヲ設ケテ茲
ニ何カ特別ナル適用ヲスルト云フコトガ殆ドナイヤウニ思フ
ノデ唯此ニ上級トカ下級トカ文字ヲ表ハス爲ノ必要ナラバ、寧ロ此ニ其路
線ガ重複シタ場合ニ於テハ第八條ノ順序ニ依シテ上ノモノ
等級ト云フモノヲ設ケナケレバ出來ナイ箇條デナイヤウニ思
フノデアリマス、ソレガドウニ云フコトニナルカ、私共ノ考ヘデハ
單ニ十六條デ文字ヲ表ハス爲ノ必要ナラバ、寧ロ此ニ其路
線ガ重複シタ場合ニ於テハ第八條ノ順序ニ依シテ上ノモノ
ニナルト云フ意味ニサヘ書ケバソレテ澤山デハナイカ、何ダカ
其外ニ、九條ノ道路ノ等級ハ前條記載ノ順序ニ依ルト云
フコトハ、文字ノ便宜以外ニ何カ道路ノ等級ト云フモノニ
付テ特別ナ適用ガアルヤウニ見エテ、法ノ體裁トシテ餘リ宣
シキヲ得ヌヤウニ思ヒマスガ、其邊ノ所ハドウ云フモノテセウ

ト云ウテモ宜イ位ノ程度ノモノダラウト思ヒマス、ソレデ斯
係、此十六條ニ斯ウ云フコトヲ設ケルニ付テノ疑ヒテナイン
アス、是ハ斯ウ云フコトヲバ記シテ置クコトハ極ク必要デア
ラウト思フノデスガ、此九條ノ道路ノ等級ト云フモノヲ別ニ
設ケルト云フコトヲヤタノガ、唯十六條ノ上級下級ト云フ
コトヲバ表ハス便宜ノ爲ニ唯言ッタヤウニ思フノデアル、外ニ
何カ必要ガアルノテアルカ、是ガナクトモ、今現ニ此所ノ十
六條ノ此道路ガ重複シタ場合ニハ八條ノ順序ニ隨テ上ノ
方ノ道路トナルノダト云フ意味デ分ルト思フ、其外ニ九條
ノ適用ガ要ラナイヤウニ思フカラ、何ダカ疑ガ起シテ、マダ外
ニ何ダカ出ルノデハナカラウカト云フ質問ヲスルノデアル、極
ク單純デシ、今御話ニナシタノハ、十六條ニ現ハレタヤウナ
場合ニ於テハ第八條ニ據ルノダト云フノデアリマセウカ、茲
ニ是ガアルト、マダ外ニ適用スルコトガアルノデナイカト云フ
疑ヒが起テ來マシタノデ御伺ヒシタノデアリマス
○政府委員(堀田貢君) 八條ノ規定ハ一、國道、二、府
縣道ト云フヤウニ、此順序ガ何人ガ見テモ争フベカラザル順
序デアルト見レバ、九條ハ要ラヌト思ヒマス、先程來モ言ハ
レテ居リマスケレドモ、市道ノ方ガ郡道ヨリモ上デナイカト
云フ議論ガアルノデアリマスカラ、其順序ヲ明カニスル爲ニ、
九條三於テ「前條記載ノ順序ニ依ル」ト云フコトヲ言ウテ置
カヌト、色ニ疑義ガ生ジマスカラ、重複シテ居リマスガ、斯ウ
書イタノデアリマス
○山之内一次君 ソレハ十六條デ分ルノナイク、殊ニ等
級ヲ設ケルト云フコトヲセヌデモ、十六條ニ重複シタ場合ニ
ハ八條ノ順序ヲ記載シタノニ依テヤレバ宜イノダト云フコ
トヲ書ケハ明カデアルノデスガ、ソレヲ殊更書イタノハ、等級
ト云フモノガ、何カ外ニ、國道、府縣道、郡道、市町村道
ト云フ種類ガ分ケテアリマスガ、ソレニ等級ヲ設ケタノハ、唯
十六條デナイ、外ニモ何カ必要ガアルカラヤタノデナイカト
云フヤウナ感ジガ起ル、ソレカ無イトスレバ、此十六條ニ重
複シタ場合ニハ、八條ニ掲ゲテアルノノ順序ニ從フノダト云
フコトヲ書イテ置ケバ、何モ特ニ等級ヲ設ケルト云フ必要ガ
ナイヤウニ思ヒマスカラ、同ツダノデアリマスガ、稍當局者ノ意
見ハ分テ居リマスガ
○政府委員(堀田貢君) 唯今ノ御意見ノヤウニ十六條
ニ書イテモ、結局ノ目的ヲ達シ得ルノデアリマス、唯八條ニ
茲ニ書イテモ宜カラウト思ヒマス、併シドチラガ上級デアル
カ、下級デアルカト云フコトヲ大體極メテ置キマセスト云フ
ト、矢張リ三十五條、其他ニモアリマスガ、府縣道以下ノ

○山之内一次君　いや、大抵分りマシタ
○古市公威君　念ノ爲ニ當局者ノ御考ヲ伺テ置キマス、
郡道、是ハ今日マデ郡道ノナイ縣ガアル、其縣ニハ此法律
ガ制定セラル、ト、郡道ヲ是非置カニヤナラヌヤウニナルカト
云フト、ソレニ對シテ當局者ノ御考ハ、イヤ、ソレニハ及バ
又、郡長ガ認定サヘスレバ宜イノダ、斯ウ云フ御答ノヤウダ、
サウスルト此例ヘバ十二條ノ「郡役所所在地ヨリ隣接郡市
役所所在地ニ達スル線」下云フモノガ掲ゲテアツモ、一線
モ認定シナクテモ宜シイト云フコトニナル、サウスルト同ジ
文例ニナツテ居ルカラ、十一條ニ府縣廳所在地ヨリ隣接府
縣廳所在地ニ達スル路線ガ何本カアルガ、其一本サヘモ府
縣知事ガ認定シナクテモ宜イト云フノデアリマスカ、ソコデ
必要ガアレバ監督官廳ガソレヲ認定スレバ宜シイ、必要ガ
無ケレバ認定シナクテモ宜シイ、斯ウ云フコトニ極ク自由ニ
考ヘテ當局者ハゴザルノカ、私ノ考デハ、十一條ニ「府縣廳
所在地ニ達スル隣接府縣廳所在地ニ達スル路線トアルカラ、必
ズ各府縣廳所在地ニ對シテ少クモ一本ノ路線ガナケレバナ
ラヌト云フ風ニ考ヘマスガ、當局者ハソレハ無クテモ宜イト
云フノカ、ソレヲ伺テ置キタイト
○政府委員(堀田貢君)　唯今ノ御尋ハ法ノ解釋トシテノ
御尋ト致シマスレバ、御尋ノ通リデアリマスガ、併シ實際ノ
問題ト致シマシテ府縣廳所在地ヨリ隣接ノ府縣廳所在地ニ
ニ達スル路線ハ、實際府縣道トシテ今日維持サレテ居ル、ノ
ミナラズ、ソレ等ノ外ノサウナラヌ道路マデモドシ——府縣道
ニサレタガ、テ居ル今日ノ現状デアリマスルカラ、唯今ノ御心
配ハ要ラスカト思ヒマス、郡道ノ場合ニ於テハ是ハ過日來
申上ダテ居リマス通り、之ヲ認メテ居ル郡モアリ、認メザル
郡モアルト云フヤウナ有様デアルノデ、認メナイ郡ニ急激ニ
ウ云フ風ノ制定ニナツテ居ルトハ考ヘマスガ、今直チニ郡役
所所在地ヨリ郡内町村役場所在地ニ達スル路線ハ必ズ郡
道ニセヨト云フヤウニ此法律ヲ極メテ、嚴ナルモノニ解釋シ
テ強制シテマデモ設ケサセル必要ハナイト云フ意味ヲ過日
リマス

モ申上ダマシタ

○古市公威君 サウスルト府縣道ノ方ハ心配ニハ及バヌ、

ソレ以上ノ路サヘモ府縣道ニシタガルカラ、サウ云フ心配ハ

要ラナイト云フ御考ノヤウデアリマスガ、當局者ノ御考デ、

若シソレヲ認メナカタナラバ監督權ア認定サセルコトガ出

來マセウナ

○政府委員(堀田貢君) 出來マス

○古市公威君 サセルコトガ出來ルカ、ドウカト云フコトヲ

伺ヒタク、當局者ノ考ハ極ク「ブリー」ノ考デアルノカニ自

由ノモノアルノカ、是等ハ強制シテヤラセル考デアルカト云

フコトハ、ドウモ行政廳ガ此法律制定ノ以後ノ道路行政上

ニ付テハ大ニ重要ノ事ダト考ヘマスガ……

○政府委員(堀田貢君) 實際問題トシテハ唯今御尋ノ

如キ場合ハ考慮シナクテモ宜カラウト思ヒマス、若シ假ニ例

ヲ設ケテ、サウ云フ場合ガアルトスレバ、兩縣が密接ノ關係

デ交通上サウ云フ道路ノ必要ガアルト云フコトハ當然デア

リマスカラ、サウ云フ場合デアルニ拘ラズ府縣道トシテ認定

セヌト云フトキニハ、ソレハ認定シナクテモ宜カラウト思フガ、

實際上認定シナクテハナルマイカト思ヒマス

○古市公威君 是ハ古イ語デスガ、鳥取縣ト兵庫縣トノ

縣道ダ行キ違ッテ居ルノガアル、鳥取縣デハ關金ノ方デスカ、

鳥取縣ノ認定シタハコトナヘ行シテ、兵庫縣ノ認定シタハ

コトナヘ行シテ居ル

○阪本彰之助君 私ハ知シテ居ル、能クアル

○古市公威君 ア、云フコトハ無イヤウニ……一々監督官

廳ノ認可ヲ得ナケレバナラヌヤウニナルコトデアルカラ、ア、

云フコトハ無イヤウニサレル積リデスカ

○政府委員(堀田貢君) 近頃ハサウ云フ場合ガ起ラヌヤ

ウニ認可ヲヤル場合ニハ、其隣縣トノ關係ヲ能ク聽イテ、サ

ウシテ隣縣モ矢張リ同様ノ府縣道トシテ、ソレヲ維持シテ

行キタク、斯ウ云フ場合ニシテ認定スル、斯

ウ云フヤウナ仕組ニ、御互ヒニ離ル可ラザルモノトシテ處分

イタスヤウニシテ居リマスカラ將來ハサウ云フコトハ起シテ

ナイト思ヒマス

○古市公威君 利害關係ガ讓り得ル、互ヒニ讓歩シ得ル

場合ニソレハ出來ルデアリマセウガ、實際其全ク利害關係

ヲ異ニシテ居ル場合ガアルダラウト思フ、所ガ十五條ニ關係

シテ來ルノデアリマスガ、縣道デ確冰峰ノヤウナ場合ハアリ

マスマイカ、確冰峰ハ御承知ノ通り群馬縣トシテハ頗ル利

害ガ無イ、而シテ長野縣トシテハ極ク重要ナル道路デアル、

是ハ國道ノコトニアリマスカラ問題ハ別ニシテ宜シイガ、ア、

云フ場合ガ縣道トシテアルマイカ、若シソレガ十五條ニ縣ガ

或ル地點マデハ、其境界ニ於テ或ル地點マデハ、十五條ノ

規定ヲ縣が適用スルヤウナ具合ニ、此十五條ヲ設ケテモ宜

イガサウハ致サヌテモ宜シイノデスカ

○政府委員(堀田貢君) 今ノ碓冰峰ノ例ヲ御引キニナッ

タ御話デスガ、ア、云フ例ハ府縣道ニモ澤山アルコトデアリ

マシテ、自分等ノ極ク狹イ見聞モ澤山見聞シテ居リマス、

サウ云フ場合ニ處スル途トシテ何等カ方法ハナイカ、十五

條ノ方法ニ似寄シタヤウナ規定ヲ設ケナクテモ宜イカト云フ

御尋ネデアリマスガ、ソレハ二十四條デ……二十四條ニ行ケ

バ、大體目的ヲ達シ得ラレヤウ、斯ウ云フ考ニ二十四條ノ

規定ヲ置キマシタ

○古市公威君 此法律デハ其拔途ハ總テ付テ居リマス、

彌縫策ガ付テ居リマスデ、真向カラ劍ヲ……十五條ノヤウナ

場合ニハ十五條ノヤウナ手段ヲ採ルト云フコトガ出来ルヤ

ウナ規定ニスルコトガ、何カ不都合デアッテカ、ドウモ市町村

ニ限ルト云フ必要ハナイデハナイカ

○政府委員(堀田貢君) 唯今ノ拔途ト云フヤウナ、サウ云

フ考ニ二十四條ヲ置イタ譯デハナインデ、此法案ヲ立案ス

ル場合ニハ大多數ヲ見テ規定シタノデアリマシテ、例外ノ場

合ハソレニ處スル途ヲ講ジタラ宜カラウト云フノデ、斯ウ云

フ法案が出來テ參リマシタノデアリマス、十五條ノ如ク市町

村ノ如キハ自己ノ區域外ニモ造營物ヲ有ナケレバナラヌ、

公園デアルトカ、墓場デアルトカ、火葬場デアルトカ、ソレカ

ラ學校ノ如キモ其他自己ノ管轄區域外ニ有タナケレバ到

底餘地ガナイ、斯ウ云フ實例ガ澤山アリマス、其澤山ノ場

合ニ處スルニ十五條ノ規定ヲ置イタノデアリマス、府縣ノ如

キハ是ハ別ニ講ジタラ方法モガイマス、實例トシテ一二ニア

ルカモ知レヌト云フ程度ノモノデスカラ、是ハ原則トシテ法

ノ上ニ明ニシナクテモ宜カラウ、二十四條ノ規定ガアル以上

ハ唯今ノヤウナ非常ニ困ル場合ニ處スルコトカ出來ル、斯ウ

云フノデ此法案ハ出來テ居リマス

○古市公威君 ソレデマア説明ハ出來ルヤウデスガ、ソコデ

モウツク聽キタノハ、郡ノ道路ヲ市が敷イテ、今ノ御話デ

市ガ必要ヲ屢々感ブルカラ、地元郡市町村ガ郡ノ場合ナド

ハ必ズアルダラウ、ソレヲ強ヒテ二十四條ニ引付ケルノハ甚

ダ窮策ノヤウデアリマスガ……

○政府委員(堀田貢君) 唯今ノ御尋不ハ大都市ガ市外

ニ夏ツテ十五條ニ依テ道路ヲ設ケル時ハ、地元市町村ノミ

デナク、地元郡長ノ意見ヲ聽イテ、サウシテ道路ヲ設ケルヤ

ウナ仕組ニシテ宜イジヤナイカト云フ、斯ウ云フ御尋ネデア

リマス、サウ云フ場合ハ成程メテ適切ナ御質問デアリマス

ガ郡道ト云フコトニシナクテモ多クハ市町村デアリマスカラ、

市町村……地元市町村ノ意見ヲ聽イテ市町村内ニ道路ヲ

設ケルノデアルカラ、ソレデ宜カラ、偶々其處ヲ郡道ガ通シテ

テアリマス

郡道ト重複スル場合ニ本法ノ規定ニシタナラバ、郡道ト云

ヲコトニナシテ参リマスガ、其點ハ或ハ寧ロ市道トシタ方が宜

イデナイカト云フ議論モ起シテ参リマセウガ、兎ニ角市外ニ

夏ツテ設ケル道路ノ如キハ多クハ營造物道路ト云ベキデア

リマスカラ、郡道ト市道ト重ナリ合フト云フ場合ニ、郡道ト

シテモ大シシ差支ハ起ルマイト云フ位ノ單純ナ考デ、斯ウ云

フ風ニ致シタノデアリマス

○古市公威君 別ノヤウニ感ジマスガ、之ニ關聯シテ居リ

マスカラ問ヒマス、二十四條デアリマスガ、是ハ十五條ノ拔

途ガ二十四條、二十四條ノコトハ五十二條ノ五項デ、二十

四條ノ規定ニ依ル許可又ハ是ハ二十四條ノ規定ニ依ル許

可又ハ承認ヲ爲スコトハ誰ガスルカラト云フコトハ、五十二條

ノ本文ニ依シテ管理者ガスル、斯ウ云フコトニナルト郡道ガ

アツテ市ガ自分ニ必要デアルカラ郡道トシテ自分ノ工事ヲシ

ヤウ思フ其工事ヲスル承認ハ即チ郡長ガ、監督官廳ニ向シ

テスルヤウニナル、此管理者ト云フノハ、其道路ノ管理者、

即チ郡道ノ管理者デアル、ソレカラ市ハ二十四條ニ依シテ

工事ヲシャウト希望シテ居ル、サウスルト郡長ハ之ヲ承認シ

テ宜イカ惡イカト云フコトヲ監督官廳ニ向シテ郡長ガ認可ヲ

求メル、斯ウ云フ手段デアリマスカ

○政府委員(堀田貢君) サウデス、唯今ノ御質問ノ通り

デアリマス

○古市公威君 郡長ガスルヤウニナリマスカ

○政府委員(堀田貢君) ソレハ郡長ガ自己ガ管理シテ居

ル道路ニ、サウ云フ工事ヲ爲スノヲ認メルコトガ、宜イトカ、

或ハ宜シクナイトカ云フコトヲ決定スル爲メデアルカラ、郡

長ガ監督官廳ノ認可ヲ受ケルノデ……

○阿部浩君 十二條ニ郡道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ郡

内ノモノニ就キ、郡長之ヲ認定スルアリマス、其一項「郡役

所所在地ヨリ隣接郡市役所所在地ニ達スル路線ト」書イ

テアリマスガ、是ハ其郡内デアリマスカラ、隣接等ニ對スル意

味デアリマスカ

○政府委員(堀田貢君) 是ハ縣外デモ宜イ積リデ規定シ

テアリマス

○阿部浩君 今ノ十二條ノ「郡内ノモノニ就キ」ト云フ意

味トモウツク第一項ノ廣イ意味トアッテ、文章デハ能ク分

テ認定ストアリマスカラ、自己ノ郡道トシテ經營スルモノハ

境界マデノコトニナリマス

○阿部浩君 サウスルト、意味ハ廣クナル譯デアリマス、一

項ハ隣接ニモ及ブ譯デスネ

○政府委員(堀田貢君) 是ハドウモ路線ヲ郡道トシテ認

定シテ宜イト云フ標準ヲ示シタモノニアリマスカラ、向フノ終點ヲ：：：唯目標ヲ示シタニ過ギマセヌカラ、ソレデ「郡役所所在地ヨリ隣接郡市役所所在地ニ達スル路線」ト致シテ、其處へ達スル路線中デ、詰リ郡内ノモノニ就テ郡長ガ之ヲ認定スル、サウスルト、自己ノ境域ヲ越エテ他府縣下ノ道路、ソレガ郡道トシテ、ソレヲ隣郡デ維持シテ行クカ、管理シテ行クカ、ドウカト云フコトアレバ、ソコハ詰合ヒヲシテ大體聯絡ヲ取テヤラナケレバナラスト思ヒマス。

○阿部浩君 或ハ利害ヲ異ニシタ所ノ一郡ハ隣接ガ何カヤラウトシテモ、一方ハ要ラヌト云フ 意味ノアル場合ガアリハシマセヌカ

○政府委員(堀田貢君) ソレハ此府縣ノ場合デモ同ジコトデアリマシテ、府縣道ニ付テモ同様ナコトガ起テ参ラウト思ヒマス、サウ云フ場合ニハ實際ニ救濟方法トシテハ、路線ノ認定ヲ爲スニ當テハ監督官廳ノ認可ヲ必要トシマスカラ、監督官廳ニ於テ唯一方ダケ郡道トシテ經營スルト云フコトニスレバ、實際ニ於テ郡道ニ於テノ目的ヲ達シ得ナイモノが多イカラ、隣接ノ郡ト矢張リ同ジ歩調ヲ取テ其處置ヲ講ズルヤウニ監督權ノ作用デヤンテ行キ得ルコト、考ヘマス

○阿部浩君 詰リ一項ハ十二條ノ郡内ヲ指ス、市郡ト云フ問題以外ノ例外ヲ示シタノアリマスナ、斯ウ云フコトハ出来得ルト云フ意味デスカネ

○政府委員(堀田貢君) 十二條ノ一項ノ主タル目的ハ、府縣内ノ互ノ隣り合せニナダ郡市役所ノ間ノ路線ガ是ガ最モ主ナル場合デアリマセウ、ソレハ隣ノ郡ノ郡市役所ニ達スル路線ハ、是ハ郡道トシテ認メル必要ハ無イカト云フト、交通其他ノ關係カラ、郡道トシテ認メテ差支ナイモノトシテ、是ハ廣クシテアリマスカラ、例ヘバ二項ハ郡内トアリマスガ、一項ハサウ云フ文字ヲ冠セナインデアリマス

○阿部浩君 二項ニ郡内ト書イテアリマシテ、特ニ此方ニハ無イカラ、疑ヲ起シテ御尋ネテ致シマシタガ、是ハ十二條ニモノニ就キ郡長之ヲ認定ス「トナラバ、縣知事ナリ郡長ナリガ管轄シテ居ル府縣内、郡内ト思フノハ當リ前ト思ヒマス、シテ見マスルト、此十一條ノ一號又ハ十二條ノ一號ノ如キ、一方ニ於キマシテハ必要ナ道路トシテ、其所マデ達シシタイト云フコトデアリマシテ、縣境郡境マデノ道ヲ知事若クハ郡長

ガ持ソノデアリマス、サウスルト糞詰リニナル道ガ出來ナイト云フコトハ、認定ヲ與ヘル前ニ監督官廳ノ方ニ出マスカラ、ソレガ出來マヌ、併ナガラサウ云フ場合ニ於キマシテハ、此行クカ、ドウカト云フコトアレバ、ソコハ詰合ヒヲシテ大體聯絡ヲ取テヤラナケレバナラスト思ヒマス

○阿部浩君 或ハ利害ヲ異ニシタ所ノ一郡ハ隣接ガ何カヤラウトシテモ、一方ハ要ラヌト云フ 意味ノアル場合ガアリハシマセヌカ

○政府委員(堀田貢君) ソレハ此府縣ノ場合デモ同ジコトデアリマシテ、府縣道ニ付テモ同様ナコトガ起テ参ラウト思ヒマス、サウ云フ場合ニハ實際ニ救濟方法トシテハ、路線ノ認定ヲ爲スニ當テハ監督官廳ノ認可ヲ必要トシマスカラ、監督官廳ニ於テ唯一方ダケ郡道トシテ經營スルト云フコトニスレバ、實際ニ於テ郡道ニ於テノ目的ヲ達シ得ナイモノが多イカラ、隣接ノ郡ト矢張リ同ジ歩調ヲ取テ其處置ヲ講ズルヤウニ監督權ノ作用デヤンテ行キ得ルコト、考ヘマス

○阿部浩君 詰リ一項ハ十二條ノ郡内ヲ指ス、市郡ト云フ問題以外ノ例外ヲ示シタノアリマスナ、斯ウ云フコトハ出来得ルト云フ意味デスカネ

○政府委員(堀田貢君) 十二條ノ一項ノ主タル目的ハ、府縣内ノ互ノ隣り合せニナダ郡市役所ノ間ノ路線ガ是ガ最モ主ナル場合デアリマセウ、ソレハ隣ノ郡ノ郡市役所ニ達スル路線ハ、是ハ郡道トシテ認メル必要ハ無イカト云フト、交通其他ノ關係カラ、郡道トシテ認メテ差支ナイモノトシテ、是ハ廣クシテアリマスカラ、例ヘバ二項ハ郡内トアリマスガ、一項ハサウ云フ文字ヲ冠セナインデアリマス

○阿部浩君 二項ニ郡内ト書イテアリマシテ、特ニ此方ニハ無イカラ、疑ヲ起シテ御尋ネテ致シマシタガ、是ハ十二條ニモノニ就キ郡長之ヲ認定ス「トナラバ、縣知事ナリ郡長ナリガ管轄シテ居ル府縣内、郡内ト思フノハ當リ前ト思ヒマス、シテ見マスルト、此十一條ノ一號又ハ十二條ノ一號ノ如キ、一方ニ於キマシテハ必要ナ道路トシテ、其所マデ達シシタイト云フコトデアリマシテ、縣境郡境マデノ道ヲ知事若クハ郡長

ガ持ソノデアリマス、サウスルト糞詰リニナル道ガ出來ナイト云フコトハ、認定ヲ與ヘル前ニ監督官廳ノ方ニ出マスカラ、ソレガ出來マヌ、併ナガラサウ云フ場合ニ於キマシテハ、此行クカ、ドウカト云フコトアレバ、ソコハ詰合ヒヲシテ大體聯絡ヲ取テヤラナケレバナラスト思ヒマス

○阿部浩君 或ハ利害ヲ異ニシタ所ノ一郡ハ隣接ガ何カヤラウトシテモ、一方ハ要ラヌト云フ 意味ノアル場合ガアリハシマセヌカ

○政府委員(堀田貢君) ソレハ此府縣ノ場合デモ同ジコトデアリマシテ、府縣道ニ付テモ同様ナコトガ起テ参ラウト思ヒマス、サウ云フ場合ニハ實際ニ救濟方法トシテハ、路線ノ認定ヲ爲スニ當テハ監督官廳ノ認可ヲ必要トシマスカラ、監督官廳ニ於テ唯一方ダケ郡道トシテ經營スルト云フコトニスレバ、實際ニ於テ郡道ニ於テノ目的ヲ達シ得ナイモノが多イカラ、隣接ノ郡ト矢張リ同ジ歩調ヲ取テ其處置ヲ講ズルヤウニ監督權ノ作用デヤンテ行キ得ルコト、考ヘマス

○阿部浩君 詰リ一項ハ十二條ノ郡内ヲ指ス、市郡ト云フ問題以外ノ例外ヲ示シタノアリマスナ、斯ウ云フコトハ出来得ルト云フ意味デスカネ

○政府委員(堀田貢君) 十二條ノ一項ノ主タル目的ハ、府縣内ノ互ノ隣り合せニナダ郡市役所ノ間ノ路線ガ是ガ最モ主ナル場合デアリマセウ、ソレハ隣ノ郡ノ郡市役所ニ達スル路線ハ、是ハ郡道トシテ認メル必要ハ無イカト云フト、交通其他ノ關係カラ、郡道トシテ認メテ差支ナイモノトシテ、是ハ廣クシテアリマスカラ、例ヘバ二項ハ郡内トアリマスガ、一項ハサウ云フ文字ヲ冠セナインデアリマス

○阿部浩君 二項ニ郡内ト書イテアリマシテ、特ニ此方ニハ無イカラ、疑ヲ起シテ御尋ネテ致シマシタガ、是ハ十二條ニモノニ就キ郡長之ヲ認定ス「トナラバ、縣知事ナリ郡長ナリガ管轄シテ居ル府縣内、郡内ト思フノハ當リ前ト思ヒマス、シテ見マスルト、此十一條ノ一號又ハ十二條ノ一號ノ如キ、一方ニ於キマシテハ必要ナ道路トシテ、其所マデ達シシタイト云フコトデアリマシテ、縣境郡境マデノ道ヲ知事若クハ郡長

テ居ル、ソレカラ又コチラカラ管理者が命令ヲシテヤラセルコトノ出来ル場合ガ、此二十三條ニ「管理者タル行政廳ハ下級行政廳又ハ私人ヲシテ道路ノ修繕ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得」ト斯ウナッテ居リマスルガ、此前ノ御話ノヤウニ、町村内ノ一部落ノ團體ニ此新設改築並ニ修繕ナド、云フコトハヤラセナイト云フ御趣意デアルカ、其點ヲ伺ヒマス、ソレカラ此二十四條ニ於キマスルト云フト「管理者ニ非ザル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ道路ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路ノ維持ヲ爲スコトヲ得」トアル、此二十四條ニ依テ一部落ノ者が許可ヲ得レバ新設改築ヲ爲シ又ハ道路ノ維持ヲ爲スコトガ出來ル、斯ウ云フ趣意デアリマスノデスカ、一ツ其所ノ所ヲ明カニシテ置キタイ爲ニ、ツ御説明ヲ願ヒタインデアリマス。

○政府委員(堀田貢君) 御承知ノ通り此第二十條ハ、道路管理者ノ職務ノ主タルモノヲ此所ニ掲ゲテ原則ヲ示シタノデアリマス、單リ二十二條バカリデナク、二十一條、一條、三條ノ如キハ是ハ管理者以外ノモノニ爲サスル場合ヲ規定シテアルノデアリマス、唯今御尋ネノ部落間ノ道路ヲ部落ガ

ヤル場合ニハドノ規定ニ依ルカト云フコトニナシテ參リマスガ、ソレガ町村道トシテ町村長ガ認定シタルモノニアリマスレバ、二十條ニ依テ町村長ガ爲スノガ原則デアリマス、併

シ道路ニ依リマシテハ、左ホド町村トシテ重大ノ關係ハナイガ、一部落ノ爲メニハ非常ニ密接ナル利害關係ノアルト云

フヤウナ場合、サウ云フ場合ニハ此方法ハイクラモ出來テ來ルト思フノデアリマス、大體不均ノ賦課ヲシテ其部落ニ

工事ヲサセント云フノモ一ツノ方法デアリマセウ、又部落ガ是ガ別ニ財政主體デナク、即チ法人格ヲ有シテ居ラヌト云フヤ

ウナモノニアリマスレバ、是ハ二十三條ニ依リ場合ニ依レバ

私人トシテ道路ノ修繕ニ關スル工事ノ執行ヲセシメルコトモ出來ヤウト思ヒマス、或ハ町村長ガ其道路ヲ投ダヤリマシ

テ置イテ、其部落トシテ困ルト云フヤウナ場合ニハ、二十四

條ニ依リ部落ノ方カラ發動シテ、許可ヲ受ケテ工事ヲヤルト云フヤウナコトモソレハ出來ヤウト思ヒマス、實際問題トシテハ如何ヤウニモソコハ融通ノ利クヤウニ行クダラウト思ヒマス

○山之内一次君 私ノ御尋ネシタイノハ、此前モ御尋ネシタノデスカ、私人ノ中ニモ含マザルモノガアルト云フ話ヲシタラ、ソレハ町村制ノ方デ行クノデアルカラ、サウ云フ必要ハナイト云フヤウナ話デアタカラ、ソレヲ御尋ネシタノデアル、ソレカラ一方ニ此管理者ノ方カラ命ジヤラセルコトハナイガ、併ナガラ二十四條ニ依リ願ヒサヘスレバ、許可ヲ得サヘスレバ出來ルト云フ、ソコノ區別ガ是デ出來テ居ルヤウニ思ヒカラ、其區別ノ出來タ所以ハドコニアルノデアルカト云フ

リマスルガ、此前ノ御話ノヤウニ、町村内ノ一部落ノ團體ニ此新設改築並ニ修繕ナド、云フコトハヤラセナイト云フ御趣意デアルカ、其點ヲ伺ヒマス、ソレカラ此二十四條ニ於キマスルト云フト「管理者ニ非ザル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ道路ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路ノ維持ヲ爲スコトヲ得」トアル、此二十四條ニ依テ一部落ノ者が許可ヲ得レバ新設改築ヲ爲シ又ハ道路ノ維持ヲ爲スコトガ出來ル、斯ウ云フ趣意デアリマスノデスカ、一ツ其所ノ所ヲ明カニシテ置キタイ爲ニ、ツ御説明ヲ願ヒタインデアリマス。

○政府委員(堀田貢君) 御承知ノ通り此第二十條ハ、道路管理者ノ職務ノ主タルモノヲ此所ニ掲ゲテ原則ヲ示シタノデアリマス、單リ二十二條バカリデナク、二十一條、一條、三條ノ如キハ是ハ管理者以外ノモノニ爲サスル場合ヲ規定シテアルノデアリマス、唯今御尋ネノ部落間ノ道路ヲ部落ガ

ヤル場合ニハドノ規定ニ依ルカト云フコトニナシテ參リマスガ、ソレガ町村道トシテ町村長ガ認定シタルモノニアリマスレバ、二十條ニ依テ町村長ガ爲スノガ原則デアリマス、併

シ道路ニ依リマシテハ、左ホド町村トシテ重大ノ關係ハナイガ、一部落ノ爲メニハ非常ニ密接ナル利害關係ノアルト云

フヤウナ場合、サウ云フ場合ニハ此方法ハイクラモ出來テ來ルト思フノデアリマス、大體不均ノ賦課ヲシテ其部落ニ

工事ヲサセント云フノモ一ツノ方法デアリマセウ、又部落ガ是ガ別ニ財政主體デナク、即チ法人格ヲ有シテ居ラヌト云フヤ

ウナモノニアリマスレバ、是ハ二十三條ニ依リ場合ニ依レバ

私人トシテ道路ノ修繕ニ關スル工事ノ執行ヲセシメルコトモ出來ヤウト思ヒマス、或ハ町村長ガ其道路ヲ投ダヤリマシ

テ置イテ、其部落トシテ困ルト云フヤウナ場合ニハ、二十四

條ニ依リ部落ノ方カラ發動シテ、許可ヲ受ケテ工事ヲヤルト云フヤウナコトモソレハ出來ヤウト思ヒマス、實際問題トシテハ如何ヤウニモソコハ融通ノ利クヤウニ行クダラウト思ヒマス

○山之内一次君 サウスルト此道路臺帳ト云フモノヲ拵ヘバ、二十九條ニ依リヤシテモ宜シ

○山之内一次君 ソレカラ次ニ御尋ネシタイハ此道路ノ臺帳ニアリマスガ、道路臺帳ハ現在ドウナッテ居リマスカ、大抵悉ク皆備ヘテ居リマスデセウカ、現在ノ實況ヲ一ツ伺ヒタイ

○政府委員(堀田貢君) 道路臺帳ハ是ハ有ルノガ一體最モ宜イノデアリマスルガ、現在ノ狀況ハ殆ド無イト云フテモ宜シウゴザイマス

○山之内一次君 サウスルト此道路臺帳ト云フモノヲ拵ヘナクレバナラヌノデアリマスガ、隨分費用モ掛ルコトデアラ

ウト思ヒマスルガ、隨分困難デハアルマイカ、實ハ必要ナコト

ト思ヒマスガ、其方法等ニ付テハドウ云フ御考デアリマシ

カ

○政府委員(堀田貢君) 其點ハ衆議院ニ於キマシテモ實

ハ質疑アリマシタ點デアシテ、之ヲ急激ニ作ルコトニスルト

云フコトニナレバ、非常ニ費用ガ掛ルデハナイカト云フ話モ

アリマシタ、併シ大體ニ於テ臺帳ハ頗ル簡単ナ仕組ニナシテ

居リマスノデ、サウ大シタ費用モ掛ルマイカト思ヒマスルノ

デ、殊ニ田舎ノ町村道ニ於キマシテハ、此道路ノ道幅其他

ノ關係ハ、爭議ガ起ル、紛議ガ起ルト云フコトハ、成ルベク個人

ニハ許サヌ方が宜イ、從來ノ慣習デ直ニ斷絶スル譯ニハイキ

マスマイケレドモ、漸次個人ニ橋ヲ架セストカ、渡船場ヲ

拵ヘサセント云フコトハ廢シタ方ガ宜カラウト思ヒマス、本

法ノ第二十六條ニ管轄者ニ非ザル者ガ負取橋ヲ架ケタリ、

渡船場ヲ作ルト云フコトガ本則ノ如クニ考ヘテ、二十七條

ノ特別ノ事由アル時ハ管理者ガヤシテモ宜イト云フノデアル

ガ、私共ノ考デハ却シテ反對デ、僻陬ノ地ニ行シテ、マダドウ

モ町村費デ橋ヲ架ケルト云フコトハ中ミ大儀デアル、或ハ渡

船場モ大變必要デハアルガ、町村費デ負擔スル譯ニハイカ

スト云フコトデ、町村長ガヤルト云フコトハ許シテ宜カラウ

ヤウナ御説明ヲ得タインデアリマス、今ノ私人モソレデ部落ニ這入ル意味デアレバソコニナル……

○政府委員(堀田貢君) 唯今私ノ申上ダタコトハ嘗テ申

上ダタコト、多少或ハ行違ヒガアルト云フヤウナ御話デ御

尋ねガアリマシタガ、私ノ過日申上ダタコトハ部落ト

連絡スル道路デ、而カモ町村道トシテ町村長ガ之ヲ維持管

理シテ行フ以上ハ、町村長ガ不均ノ賦課トシテヤレバ宣

シ、他ニ利害關係ガナケレバ不均ノ賦課方法等ニ依

テ爲シ得ル、サウシテソレ等ノ方法ハ町村制ノ規定等デ出

来ルト、斯ウ云フコトヲ申上ダタノデアリマス

ナイト云フ時ニハ、此二十二條ニ依リ私人ヲシテヤラセルト

云フ、此途中ヲ取アモ宜カラウトモ考ヘマス、又繰返スコト

ニナリマスガ、此二三戸ノ部落ガ自分ノ方デヤリタイト云フ

ナイト云フ時ニハ、此二十四條ニ依リヤシテモ宜シ

○山之内一次君 ソレカラ次ニ御尋ネシタイハ此道路

ノ臺帳ニアリマスガ、道路臺帳ハ現在ドウナッテ居リマスカ、大抵悉ク皆備ヘテ居リマスデセウカ、現在ノ實況ヲ一ツ伺ヒタイ

○政府委員(堀田貢君) 是ハ川ガ兩縣ノ境ヲ流レテ居ル

ナイト云フ時ニハ、此二十二條ニ依リ私人ヲシテヤラセルト

云フ、此途中ヲ取アモ宜カラウトモ考ヘマス、又繰返スコト

ニナリマスガ、此二三戸ノ部落ガ自分ノ方デヤリタイト云フ

ナイト云フ時ニハ、此二十四條ニ依リヤシテモ宜シ

○山之内一次君 ソレカラ次ニ御尋ネシタイハ此道路

ノ臺帳ニアリマスガ、道路臺帳ハ現在ドウナッテ居リマスカ、大抵悉ク皆備ヘテ居リマスデセウカ、現在ノ實況ヲ一ツ伺ヒタイ

○政府委員(堀田貢君) 道路臺帳ハ是ハ有ルノガ一體最モ宜イノデアリマスルガ、現在ノ狀況ハ殆ド無イト云フテモ宜シウゴザイマス

○政府委員(堀田貢君) 是ハ川ガ兩縣ノ境ヲ流レテ居ル

ナイト云フ時ニハ、此二十四條ニ依リヤシテモ宜シ

○政府委員(堀田貢君) 此十八條ノ何デスナ、行政區劃ノ境界

ト云フヤウナ場合ヲ云フノデアリマスカ

申シマスレバドウ云フ場合ヲ云フノデアリマスカ

申シマスレバドウ云フ場合ヲ云フノデア

